

令和4年第6回 美里町農業委員会会議録

令和4年6月6日

令和4年第6回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎大会議室に招集する。

出席委員

1番 村田博治 2番 奥村 智 3番 濱田憲治 5番 永田末廣
6番 今田政行 7番 吉坂美佐子 8番 長木一美 9番 松田政明

欠席委員 4番 三浦誠一

欠員 1名

事務局

事務局長 西寺清 書記 上野祐樹 津田武蔵

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午後2時30分

事務局長（西寺清君）こんにちは、只今から令和4年第6回美里町農業委員会会議を開会いたします。それでは議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第4条に基づき会長が行います。

会長（松田政明君）それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は4番三浦委員が欠席でございますが。美里町農業委員会会議規則第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、3番濱田委員5番永田委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号1から番号2について、事務局より補足の説明はありますか。

事務局（上野祐樹君）はい、それでは、議案第20号、番号1から番号2について補足の説明を行います。番号1は、譲渡人は労力不足で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転贈与での申請をされました。番号2は、譲渡人は仕事が多忙で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転贈与及び売買での申請をされました。また、下限面積要件並びに周辺地域における「効率的かつ総合的な農地利用の確保」について支障を生じるおそれの有無など「農地法第3条第2項」の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長（松田政明君）以上で事務局より、番号1から番号2の補足の説明を終わります。それでは、議案第20号、番号1を議題とし内容の説明を3番濱田委員に求めます。

3番（濱田憲治君）はい・・・・・・・・・・。

会長（松田政明君）以上で議案第20号、番号1の内容説明を終わります。それでは番号1について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号1は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって、議案第20号、番号1は原案どおり決定しました。次に、番号2を議題とし内容の説明を6番今田委員に求めます。

6番（今田政行君）はい・・・・・・・・・・。

会長（松田政明君）以上で議案第20号、番号2の内容説明を終わります。それでは番

号2について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号2は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって、議案第20号、番号2は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第21号、農地法第5条の規定による許可申請、県知事許可分番号1を議題とし内容の説明を8番長木委員に求めます。

8番（長木一美君）はい・・・・・・・・。

会長（松田政明君）事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（津田武蔵君）はい、それでは補足の説明をいたします。議案第21号番号1資料1をご覧ください。土地の選定理由についてですが、申請人は美里町で農業・林業・建設業を自営されております。申請地は耕作放棄地や植林をされておりましたが、現在は全て伐採されており、今後は前回転用箇所と一体的に管理していきたいと申請地を選定されました。次に資料2をご覧ください。こちらが申請地の状況で、耕作放棄地や植林されておりました箇所は全て伐採をされております。次に資料3・資料4をご覧ください。雨水につきましては、自然浸透のみの計画となっております。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。なお、当該申請農地は10ha未満の第2種農地ですが転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長（松田政明君）以上で議案第21号、番号1の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第21号、農地法第5条の規定による許可申請、県知事許可分番号1は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって議案第21号、番号1は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第22号、農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画の決定について、番号1から番号2の内容説明を事務局に求めます。

事務局（津田武蔵君）はい・・・・・・・・。説明を終わります。早速、ご審議をいただきます。まず、番号1についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 22 号、番号 1 の農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって議案第 22 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に番号 2 についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 22 号、番号 2 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって議案第 22 号、番号 2 は原案どおり決定しました。次に、農用地利用集積計画総括表の内容説明を事務局に求めます。

事務局（津田武蔵君）はい、今回利用権設定、賃借権、使用貸借権、畑 3 年 1208 m²、田 3 年 9 ヶ月 9684 m²、小計 10892 m²、本年累計、賃借権、使用貸借権、田 3 年 9 ヶ月 9684 m²、田 6 年 47154 m²、田 10 年 63876 m²、小計田 120714 m²、畑 3 年 1208 m²、畑 10 年 4875 m²、小計 6083 m²、累計 126797 m²、所有権移転売買本年累計 1310 m²。以上で農用地利用集積計画総括表の内容説明を終わります。

会長（松田政明君）次に進みます。その他となっておりますので全員協議会に切り替えます。事務局より何かありませんか。

全 員 協 議 会

1. 令和 4 年度最適化活動の目標の設定について

会長（松田政明君）それでは、協議会を本会議に切り替えて、本日の会議はこれをもって閉会させていただきます。有難うございました。

本会議 午後 3 時 3 0 分

美里町農業委員会会議規則第13条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印